した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（⑱ｈの規定により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は⑱ｉの規定により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第４　経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

［(a)～(q)　略］

［ｂ～ｅ　略］

⑹　事業の内容

ａ　［略］

ｂ　⑱ｈの規定により第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。ｄにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（ｃ、ｄ及びｅにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

ｃ　提出会社が第１四半期連結会計期間において指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（ｂの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意⑸ａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国

した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（⑱のｈにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は⑱のｉにより修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第４　経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

［(a)～(q)　同左］

［ｂ～ｅ　同左］

⑹　事業の内容

ａ　［同左］

ｂ　⑱のｈにより第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。ｄにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（ｃ、ｄ及びｅにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

ｃ　提出会社が第１四半期連結会計期間において指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（ｂの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意⑹のａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定